

盛岡市火葬場条例の一部改正について

平成~~20~~²¹年2月16日
市 民 部

1 改正の趣旨

盛岡市火葬場整備等事業により整備する新火葬場の管理については、新火葬場の建設から完成後の管理・運営までの一連の業務を行う企業グループの各社が出資する特別目的会社を指定管理者に指定し、行わせることとしている。このことから、本事業を実施する企業グループを選定するに当たって、新火葬場においては、その管理を指定管理者に行わせることをあらかじめ条例上明らかにする等必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 指定管理者制度を導入している他の公の施設の条例の規定に準じて、指定管理者による管理及び指定管理者の指定の手続に関する規定を追加すること。
- (2) 他の公の施設の条例の規定に準じて、使用許可等の規定を整備すること。

3 施行期日等

- (1) 指定管理者に関する規定の追加部分 規則で定める日（平成24年2月を予定）。ただし、指定管理者の指定の手続の規定は、規則で定める日前においても行うことができる。
- (2) 使用許可等の規定の整備部分 公布の日

4 その他

平成21年9月市議会定例会に、選定された企業グループの各社が出資設立する特別目的会社を新火葬場の指定管理者に指定する議案を提出する予定としている。